

下條村少年クラブ活動費用補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 7 日

教育委員会要綱第 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、下條村内の青少年における文化スポーツ活動に必要な費用を支援し、団体の継続的な育成と競技力の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第 2 条 補助の対象となる者は、下條村内で活動する下條村文化協会及び下條村体育協会に登録された少年クラブとする。

(補助の対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費は、少年クラブ運営に直接必要なものとし、次のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 消耗品、備品等の購入に要する経費
- (2) 手数料、保険料その他の役務に要する経費
- (3) 参加料、登録料その他負担金に要する経費
- (4) レンタカー等移動に要する経費
- (5) 事務（通信費用を含む。）に要する経費
- (6) その他下條村教育委員会が必要であると認める経費

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、年度内 1 クラブ 30,000 円を上限とし、対象経費の合計に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする少年クラブは、少年クラブ活動費用補助金交付申請兼請求書に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 少年クラブ活動費用補助金交付申請兼請求書
- (2) 必要とする費用の請求書又は領収証の写し
- (3) 写真（物品購入の場合）
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 6 条 村長は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。